

2021年3月15日

株式会社ジャックス

### クレジットカード会員規約改定について

クレジットカード会員規約第21条第1項に基づき、クレジットカード会員規約の一部を改定いたします。

1. 効力発生日

2021年4月15日

2. 対象となる会員規約

ジャックスカード会員規約

ジャックスカードゴールド会員規約

ジャックスカードプラチナ会員規約

ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約

3. 改定内容

下記のとおりとなります。

※お持ちのカードの種類により、条項番号、条文内容が一部異なる場合があります。

※改定後の会員規約全文は、2021年4月15日以降に当社ホームページで確認できます。

(改定前)	(改定後)
<b>第二章カードショッピング条項</b> <b>第1条（カードショッピングの利用）</b> 4.通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード番	<b>第二章カードショッピング条項</b> <b>第1条（カードショッピングの利用）</b> 4.通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、 <u>会員の都合による脱会、その他の事由により会員資格を喪失</u>

<p>号、有効期限等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p><u>した場合、又はカード更新等によりカード番号、有効期限等の当該登録内容に変更等があった場合は、会員は自ら、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード番号、有効期限等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。</u></p>
--	---

以 上